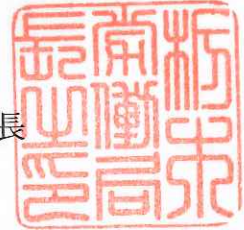


栃労発基 0528 第 1 号の 2
令和元年 5 月 28 日

関係団体の長 殿

栃木労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

日頃より労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 149 号)及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 68 号)により、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 67 条第 1 項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、オルトートルイジン(これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他のものを含む。)を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に 5 年以上従事した経験を有することを交付要件とすることとなりました。

これらにつきましては、平成 31 年 4 月 10 日から施行することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員事業者に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

